○厚生労働省告示第百七十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二条の表研修を実施する期間の欄及び第三条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十九年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第百七十四号

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、介護雇用管理改善等計画（平成十二年労働省告示第百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第1の2中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

○厚生労働省告示第百七十五号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十二条の三第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第四号中「短期滞在手術基本料2」を「短期滞在手術等基本料2」に改める。

○厚生労働省告示第百七十六号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五第四項、第十三条の五の四第四項、第十四条の四第四項及び第十四条の五第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、平成二十六年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項、附則第十九条の二及び第二十四条の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○○七六四
算定省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・一一六六一
算定省令第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇九五一九
算定省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・〇六〇二四
算定省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四〇九、六〇四円
算定省令第十五条において準用する算定省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・〇六八七〇
算定省令第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額	四〇一、七八七円
算定省令第十七条において準用する算定省令第三条に規定する前期高齢者納付算定率	○・○○○七六四
算定省令第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇二八九五
算定省令第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	二・七八一六八
算定省令第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	○・九四二一三
算定省令第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八八三一
算定省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	六十九円
算定省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	三十一円
算定省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円七十銭
算定省令第三十六条において準用する算定省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○一○三○
算定省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一四七五四
算定省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇六二七〇
算定省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五四、五二六円
算定省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	四七、五九九円
算定省令第四十一条において準用する算定省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円七十銭
算定省令附則第十八条の二に規定する加入者一人当たり負担見込額	二円八十二銭
算定省令附則第十九条において準用する算定省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	四十五銭
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	○・○○○六○五三二
法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率	○・○○○七五六○七
法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率	○・○○六一七七○五
法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率	○・○○七○三六七二

○厚生労働省告示第百七十七号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成二十六年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十四年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一四三四二四二三
算定省令第十五条において準用する算定省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一二九三四四八一